

三次市公告第 5 7 号

三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務委託について，公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので，次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

1 業務概要

(1) 業務名

三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務

(2) 業務内容

三次市立十日市小・中学校改築工事に伴う基本・実施設計業務

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加表明書の提出者の資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は，次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条の規定に基づく，一級建築士事務所の登録を受けたもの

イ 令和 7 年度・8 年度三次市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に記載され，「建築一般」に部門登録があるもののうち，希望業務

として「意匠」を選択しているもの（三次市の入札参加資格の認定を受けていない場合は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類を教育企画課に提出し、契約担当課（総務部財政課）において、入札参加資格認定に準じた審査を行い、資格要件に該当すると認められた場合は参加できるものとする。）

ウ 広島県の令和5年度・6年度の測量・建設コンサルタント業務（建築関係建設コンサルタント業務）の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受け、かつ格付がAに認定されているもの

エ この公告の日から契約までの間においても、三次市の指名除外措置を受けていないもの

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合にあっては、裁判所からの更生手続開始決定がされているもの

キ 他の設計共同体の構成員や協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないもの

ク 国税，市税等に未納がないもの

ケ 平成16年4月1日以降に小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校で延べ床面積3,000㎡以上の校舎の新築又は全面改築工事の実施設計業務を受注し，その施工が問題なく完了している実績があるもの

(2) 参加表明書及び技術提案書を評価するための評価要領

「評価要領」による。

(3) 参加表明書を評価するための評価基準

「参加表明書の評価基準」による。

(4) 技術提案書を評価するための評価基準

「技術提案書の評価基準」による。

3 手続等

(1) 担当課

〒 7 2 8 - 8 5 0 1 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号

三次市教育委員会教育部 教育企画課

電話 0 8 2 4 - 6 2 - 6 4 1 2 ファクシミリ 0 8 2 4 - 6 2 - 6 2 8 8

電子メール edukikaku@city.miyoshi.hiroshima.jp

(2) 実施要領の交付期間及び交付方法等

ア 交付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 2 2 日（火）まで

イ 交付方法

三次市ホームページからダウンロードするものとする。

(3) 参加表明書の受付期間等

ア 受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 2 2 日（火）まで

イ 提出場所

(1)の担当課に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

(4) 技術提案書の受付期間等

ア 受付期間

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）から令和 7 年 6 月 1 8 日（水）まで

イ 提出場所

(1)の担当課に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (1)の担当課に同じ。

- (4) 詳細は，三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務プロポーザル実施要領による。